

# 陳述書

2025年10月11日

東京地方裁判所 御中

原告

## 1 はじめに

私は埼玉県[ ]に生まれ、小学校から高校まで、[ ]の学校に通いました。2021年3月に立教大学法学部を卒業後、同年慶應義塾大学大学院法務研究科へ進学し、2023年3月に同大学院を修了しました。2024年に司法試験に合格し、2025年3月18日付で78期司法修習生となりました。現在は、実務修習のため京都に在住しています。

私は、導入修習を見据えて、2025年1月11日に東京都港区から東京都豊島区に転居し、実務修習の開始に伴い、同年4月12日に東京都豊島区から京都府京都市中京区に転居しました。これらの転居をしたことによって、いずれの住所地の選挙人名簿にも登録されないこととなり、同年7月20日に実施された第27回参議院議員選挙において投票することができませんでした。

## 2 これまでの転居の経緯

### (1) 港区への転居に関する事実

#### ア 港区居住に至るまでの生活状況

私は、2021年度まで、東京都豊島区に所在する立教大学法学部に在籍していました。大学3年生に進級するタイミングで、大学に徒歩で通学可能な要町駅周辺の物件に単身で居住を開始しました。

その後、ロースクール入試を経て、大学卒業後に、東京都港区に所在する慶應義塾大学大学院法務研究科に進学することになりました。そこで、2021年1月12日、同大学院周辺の物件に住むために、港区へ引越しました。

#### イ 住民票の移転経緯

はじめて単身で居住を開始した際には、住民票は移転しておらず、選挙のときは、実家に帰って投票していました。なお、当時の不在者投票の手

続きは煩雑でしたので、不在者投票をするより帰省して投票するほうが楽だと考えていました。

しかし、単身生活を継続するうちに、日常生活の大半を居住先周辺で過ごすようになり、帰省して投票することは大きな負担となりました。また、現実に居住していない住所地で投票すること、及び現実に居住している住所地では選挙に参加できないことに違和感を覚えるようになりました。

選挙における投票の便宜や政治参加のあり方を見つめ直した結果、港区での生活実態に合わせて住民票を移すべきだと考えるに至り、2022年3月16日に港区へ住民票を移しました。

## (2) 港区から豊島区への転居に関する事実

私は2024年に司法試験に合格しました。司法修習生となるため、78期司法修習生の採用選考に申し込みました。司法研修所からの案内で、78期司法修習生の導入修習は、同年3月19日から4月10日までの間、埼玉県和光市の司法研修所で行われることが分かりました。

港区の住宅からは和光市へのアクセスが悪く、更新料を支払ってまで賃貸借契約を継続しようと思いませんでした。一方で、要町駅からは有楽町線で和光市への移動が容易であり、要町周辺は大学時代に生活していた場所での環境に慣れていましたし、出身大学の図書館を利用しやすく、学修にも適した環境だと感じました。そこで、導入修習の終了まで、要町駅付近のいわゆるマンスリーマンションに居住しました。このときの賃貸借期間は2025年1月10日から同年4月12日までの93日間でしたが、住民票については、2025年1月11日に豊島区への転居を行い、同月17日に転入届を提出したため、豊島区で住民票が登録された期間は86日になりました。

導入修習では、同期や教官との新たな出会いがあり、法曹としての出発点に立ったのだと実感しました。修習後に、修習同期とともに、和光市から池袋（豊島区）に移動することもありました。この地でロースクール進学を目指して勉強を始めた頃の自分を思い出しながら、ようやく司法修習生となることができたこと、感慨深い気持ちになりました。豊島区は私にとって、法曹としての出発を支えてくれた特別な場所となりました。

### (3) 豊島区から京都市中京区への転居に関する事実

2025年1月31日、司法研修所より、実務修習配属地が京都であるとの通知を受けました。そこで、実務修習の開始前日である2025年4月12日に京都市へ転居し、同月22日に転入の届出をしました。

京都では、修習を通じて法曹三者のあり方を学ぶ貴重な経験を得るとともに、これまでの生活圏とは異なる文化や風土に触れ、この地域の社会と人々の暮らしを実感しながら、法曹としての視野を広げる日々を送っています。

### 3 2025年7月20日参議院議員選挙に係る事情

私は、居住期間からして、京都市では選挙に参加できないことは知っていました。そこで、2025年7月14日、前住所地である豊島区選挙管理委員会へ不在者投票の投票用紙等の請求手続を行いました。同選挙管理委員会からは、公職選挙法第21条第2項を根拠として、豊島区での住民基本台帳の記録期間が3か月に満たないため選挙人名簿に登録されておらず、豊島区で選挙権を行使することはできない旨の回答を受けました。

また、前々住所地である港区へ問い合わせたところ、港区の転出後4か月を経過しているため選挙人名簿から抹消されており、港区で選挙権を行使することはできない旨の回答を受けました。

結果として、いずれの住所地の選挙人名簿にも登録されておらず、前記選挙に参加できなかったのです。私は、2016年に選挙権を得て以降、国政選挙に積極的に参加していましたので、このような結果を受け入れがたく思いました。

### 4 2025年7月頃の想い

#### (1) 現行制度への疑問

こうして、選挙に参加したくてもできないという、生まれて初めての事態に直面し、制度設計に対して強い疑問を抱きました。選挙の存在を念頭に置いて住民票の移転を行っていたにもかかわらず、結果として選挙に参加できなかったことに、納得しがたい思いを抱きました。

そもそも、参議院議員選挙のうち比例代表選挙は、全国を単一の選挙区として行われるものであり、国内に継続して居住している限り、どこからでも投票できてしかるべきだと考えます。それにもかかわらず、国内で住所を移転したというだけで選挙権を行使できなくなる現行制度は、選挙の公正の確保に資するものとはいえ、この制度に納得できる理由を見出せません。

## (2) 投票機会をめぐる選管の対応への疑問

豊島区選挙管理委員会から、「今後は3か月以上居住すれば投票できる」旨の説明を受けました。また、港区選挙管理委員会からは、「井上さんのように忙しい方は難しい」「豊島区にもう少し長く住んでいれば良かった」などの言葉を受けました。このとき、私は正直、とても驚きました。一度の投票の機会が失われることの重大さが、まったく理解されていないように感じられたからです。私は、司法修習のために転居をしたにすぎず、なにか良からぬ理由で転居をしたわけではありませんし、憲法でも認められている移転を前提とした国民の生活実態に配慮されない対応を受け、正直、とても困惑したのです。

私は、何らかの救済措置があるのではないかと考え、改めて選挙管理委員会に問い合わせをしましたが、そのような措置はないとの説明を受け、更なる衝撃を受けました。

また、豊島区選挙管理委員会からは、同様の事情によって投票できない例が一定程度存在する旨の説明を受け、本件は特殊な事例ではないとの説明を受けました。こうした説明は、一定数の有権者が選挙に参加できない現実を選挙管理委員会側が認識していたことを示していると思います。このような問題が認識されつつ放置されてきたことには重大な問題があると思います。

## 5 本訴訟提起にかける思い

3か月以上継続して居住すれば投票できることから、私自身が今後、本件のような状況に直面する可能性は低いと思います。しかし、いまの制度が続く限り、今後も、一定数の国民が、選挙権を持ちながら投票の機会を失ってしまいます。どうしてもこの問題を見過ごすことができません。転居を理由に一定数の国民の政治参加の機会が奪われることは、個人にとっても、社会にとっても、大きな損失です。

今回、転居の影響で選挙に参加できないという経験をし、戸惑いややるせなさを感じました。これまでも、私と同様の状況に置かれ、諦めてきた人もいたことでしょう。私は、幸いにも、司法修習生として、司法にアクセスしやすい立場にあります。私と同様の立場に置かれた人々の存在と無念を思うとき、この問題を社会に示すことは、私の責務であると感じました。

いまや、在外国民も選挙に参加することができるのに、国内で転々とすることにより、国政選挙に参加できないこととなるのはおかしなことだと思います。制度の是正が望まれると考え、今回、本提訴に踏み切ったのです。

以上

時系列（要約）

- 2019年冬頃 埼玉県から東京都豊島区へ引越し。住民票は移さず。
- 2021年1月12日 東京都豊島区から東京都港区へ引越し。住民票は移さず。
- 2022年3月16日 東京都港区への転入の届出。
- 2025年1月11日 東京都港区から転出。東京都豊島区へ転入。
- 2025年1月17日 東京都豊島区への転入の届出。
- 2025年4月12日 東京都豊島区から転出。京都府京都市中京区へ転入。
- 2025年4月22日 京都府京都市中京区への転入の届出。
- 2025年7月14日 東京都豊島区へ不在者投票の投票用紙等の請求。
- 2025年7月16日 東京都豊島区による不在者投票の投票用紙等の請求の却下。
- 2025年7月2日 第27回参議院議員通常選挙基準日
- 2025年7月20日 第27回参議院議員通常選挙執行。

以上